

法人税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

法人税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条のうち目次の改正規定中「第九節 連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）」を「第九節 削除」に改める。

第三条のうち第三章に十七節を加える改正規定中第九節を次のように改める。

第九節 削除

第六十八条の八 削除

第三条のうち第三章に十七節を加える改正規定のうち第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項及び第八項並びに第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の八第一項、」を削る。

この修正の結果歳入減となる見込額

この修正の結果、平成十四年度において七百三十億円、平成十五年度において千三十億円の歳入減となる見込みである。